

(様式 1)

平成24年 5 月 16日

長久手市教育委員会 御中

申請者 愛知県立大学

住所 愛知県長久手市衣笠町1522-1

団体 社団法人 大学英語教育学会 (JACET)

代表者 理事 大森 裕貴



連絡先電話番号

後援・推薦名義の使用について (依頼)

下記のとおり行事を開催しますので、後援・推薦名義使用を承認してください。

記

行 事 名	JACET CONVENTION 2012 第51回国際大会 「大学英語教育への言語理論の応用 - コンテキストを重視して」
行 事 の 目 的	国際大会開催
主 催	社団法人 大学英語教育学会
その他の後援・ 推薦依頼先	愛知県教育委員会、岐阜県教育委員会 名古屋市教育局
開 催 の 期 日	2012年8月31日～2012年9月2日
開 催 の 場 所	愛知県立大学
入 場 料	なし
対 象 者	大学教員、小中高教員、一般企業
前 回 の 開 催 日	2011年8月30日～2011年9月2日
内 容	別紙添付。

* 新規申請の場合は、会則・会員名簿・予算書・沿革等を添付すること。

* 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付すること



長久手市教育委員会の後援、推薦審査基準

(大学英語教育学会 (J ACET) 第 5 1 回国際大会)

審 査 項 目		判断 (事務局。該当に○印)	
		適	否
催 し 物 の 内 容	目的が明確なものか	○	
	時代の進歩に応じているものか	○	
	生活、経験、興味に即しているものか	○	
	教養を高め文化の向上に資するものか	○	
	豊かな情操を養うものであるか	○	
催 し 物 の 目 的 そ の 他	営利を目的としていないか	○	
	有料である場合、料金が情勢に即しているか		
	風紀上好ましくないものでないか	○	
	商業的又は政治的な宣伝を意図するものでないか	○	
	社会的悪影響を及ぼすおそれのないものであるか	○	
	他の団体の後援又は推薦があるか。特に映画、スライド及び紙芝居の催し物については、「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」作品であるか	○	
	その規模が広範囲にわたり、一般市民を対象とするもので、一地区に限られていないか	○	
	有料で後援申請をする場合、国又は地方公共団体の主催又は後援のものであること及び公共的団体が主催するものであること		
	申請時において、料金や催し物の内容が明確になっているか (予定、未定となっていないか)	○	
主 催 者 に つ い て	特定の政治団体に関するものでないか	○	
	特定の宗教団体に関するものでないか	○	
	存在及び組織が明確で、事務遂行能力が十分であると判断できること	○	

H24.5.17

確認済

若田 修



JACET 2012 年度第 51 回国際大会テーマ及び要旨

理事・大森裕實

大会実行委員長

大学英語教育学会(JACET) 第 51 回国際大会

[テーマ]

「大学英語教育への言語理論の応用 ―コンテンツとコンテキストを重視して―」

[大会の要旨]

本大会開催の趣旨は、大学教員が確たる指針を持ち難く、英語教育が揺らぐ時代にあつて、大学教員みずからが拠って立つそれぞれの専門分野の知識を最大限に活かした大学英語教育を考究し、それに一定の解を求めることにあり、また同時に、その成果を英語教育界はもとより、広く社会一般に発信し、社会的貢献を行なうことにある。

従つて、本テーマに凝縮された大会趣旨は次の三点にまとめられ、本大会はそれらを基本として構成される。まず第一に、主題にある「言語理論」が表現する、第二言語習得論を含めた重厚な研究成果とその教育への整形である。そこには、現代の有力な言語研究である生成文法理論、認知言語学、社会言語学からの提言が含まれる。第二としては、副題が示すように、content-based で専門性を活かす視点と教育への応用であり、ここでは言語研究に限らず他の専門分野の研究と統合した英語教育の可能性を積極的に探究する必要性を示唆している。また、第三として、もう一つの副題が示すように、context-based で機能を重視した英語教育実践を射程に含めた視野の広がりであり、それは機能主義言語学や語用論の研究成果の活用を期待させるものである。

本大会を通して、昨年度の 50 周年記念大会を節目として新たな局面を迎えた JACET の今後の方向性と大学英語教育の在り方について、ともに考え、ともに歩みを進めていくことのできる展望を見出だすための白熱した議論が望まれる。

第51回 (2012年度) 国際大会プログラム＜概要＞

8月31日(金)

Time	Event	Place
8:30～	受付開始	
9:00-9:25	一般発表	
9:35-10:00	一般発表	
10:10-11:40	シンポジウム	
10:10-11:40	特別シンポジウム	
11:40-12:40	昼食・教材教育機器展示	
12:40-12:50	開会式	
12:50-13:00	開催校代表挨拶 (愛知県立大学学長)	

9月1日(土)

Time	Event	Place
8:30～	受付開始	
9:00- 9:25	一般発表	
9:35-10:00	一般発表	
10:15-11:15	基調講演 (David Singleton氏)	
11:30-12:30	招待講演	
11:30-11:55	一般発表	
12:05-12:30	一般発表	
12:30- 13:30	ポスターセッション説明 昼食・教材教育機器展示	

9月2日(日)

Time	Event	Place
8:30～	受付開始	
9:00-10:00	基調講演 (Ian Roberts氏)	
10:15-10:40		
10:50-11:15		
11:15-11:45		
11:50-13:00		
13:00-14:00	昼食・教材教育機器展示	
13:05-14:05	会員総会	
14:05-14:15	JACET賞授賞式	
14:15-14:25	最優秀学生賞授賞式	
14:25-14:35	閉会式	

第51回全国大会予算書案

2012/2/20

	項 目	金 額	備 考
収 入	参加費(懇親会費)	2,800,000	会員事前5,000当日6,000 非会員10,000
	展示料	1,500,000	30,000×50スペース
	広告料	100,000	
	寄付等	0	
	JACET会計より	680,000	
	計	5,080,000	
支 出	会場費	役務費	200,000
		施設電気工事	100,000
	講師謝礼	謝金	330,000
		旅費交通費	1,460,000 講師の旅費宿泊費
	大会費	消耗什器備品	400,000 生花、看板、文具、その他
		飲食費	200,000 お弁当代、茶果代
		出張旅費交通費	150,000 事務員
	人件費	アルバイト学生	900,000
		事務員	100,000
	印刷製本費	1,120,000	大会要綱、プロシーディングス、通信大会号、大会時コピー代等
	通信費	120,000	荷物発送料、切手代その他
	計	5,080,000	

社団法人 大学英語教育学会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人大学英語教育学会(英語名:The Japan Association of College English Teachers 略称「JACET」)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区横寺町 55 番地に置く。

(組 織)

第3条 この法人の運営は本部が統括し、本会全体にかかわる事業を遂行する。
2. この法人は、理事会の議決を経て、支部を置くことができる。
3. 本部・支部の組織及び運営については、別に定める。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、大学をはじめとする高等教育機関における英語教育及び言語教育関連の、研究・実践結果の発表の場の提供、大学教員の表彰、教育現場の調査研究を通じて、我が国の大学英語教育の改善及び英語教育に係る研究の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 大学英語教育及び言語教育関連の研究理論の発表及びその実践結果の報告のための大会、セミナー等の開催
(2) 紀要、学会誌等の出版物の刊行
(3) 大学英語教育に係る国内外の研究者・学術団体・諸機関の実践活動に対する表彰及び協力
(4) 大学英語教育及び言語教育関連の理論及びその実践方法に関する調査・研究
(5) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とする。

- (1) 一般会員 (2) 団体会員 (3) 賛助会員 (4) 名誉会員
2. 一般会員は、この法人の目的に賛同して入会する大学英語教員及びその他の個人とする。一般会員の種類については別に定める。
3. 団体会員は本会の目的に賛同して入会する大学、研究所、図書館、その他の研究・教育団体とする。
4. 賛助会員は、前項に該当しないもので、この法人の目的に賛同して事業を援助する企業とする。
5. 名誉会員はこの法人の活動に特別に寄与したと総会で承認された者とする。

(入 会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会 費)

第8条 この法人の会費は、総会の議決をもって別に定める。

2. 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
3. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 法人である会員が解散したとき
- (4) 当該年度末において会費が未納であるとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員がこの法人を退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。この場合、総会で議決する前に、総会の場においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき

第 4 章 役員、社員及び顧問

(役 員)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 22 名以内
- (2) 監事 2 名
2. 理事の内には、会長を 1 名、副会長を 2 名、専務理事を 1 名、常務理事を 1 名、各支部 1 名の支部長を含む。

(役員を選任)

第 13 条 理事及び監事は、理事会が候補者を推薦し、総会で選任する。

2. 会長は理事会が候補者を複数推薦し、一般会員の投票により選出する。
3. 副会長は会長が委嘱する。
4. 専務理事、常務理事は理事の互選により定める。
5. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
6. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第 14 条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。
3. 専務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の決議に基づき本学会の業務を掌理する。
4. 常務理事は、会長、副会長、及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務を処理する。
5. 支部長は、支部を代表して、支部の会務を総轄する。
6. 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 15 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況又は業務の執行についての不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること

(役員任期)

第 16 条 この法人の役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 役員再任については、別に定める。
3. 役員定年を原則として 70 歳とする。任期途中で定年に達したときは、当該年度の終了まで、その任にあたる。
4. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
5. 役員はその任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上、及び総会において社員現在数の 4 分の 3 以上の議決によりこれを解任することができる。

この場合、理事会及び総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- (2) 特別の事情のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(報酬)

第 18 条 役員及び社員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の議決を経て、報酬を支給することができる。

(社 員)

- 第 19 条 一般会員から総会において民法上の社員（以下「社員」）を選出する。
2. この法人の社員は 120 名以上 140 名以下とする。
 3. 社員の選出は、別に定める規則による。
 4. 社員及び役員は、相互に兼ねることができない。
 5. 社員の欠員が生じたときは、別に定める規則に従い、速やかに欠員を補充する。

(社員の職務)

- 第 20 条 社員は会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。

(社員の任期)

- 第 21 条 社員の任期は 2 年とする。
2. 社員の再任については、別に定める。
 3. 欠員又は増員により選任された社員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(社員の解任)

- 第 22 条 社員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上、総会において社員現在数の 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。
- この場合、理事会及び総会で議決する前にその社員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務違反、その他社員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
 - (2) 特別の事情のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(名誉会長、特別顧問、顧問)

- 第 23 条 本会には名誉会長、特別顧問及び顧問を置くことができる。
2. 名誉会長、特別顧問及び顧問の選出方法については別に定める。

(事務局及び職員)

- 第 24 条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。
2. 職員は会長が任免する。
 3. 職員は有給とする。

(幹事、本部運営委員)

第 25 条 本学会の事業の円滑な運営を行うために、会員の中から幹事(正副代表幹事をはじめとする本部幹事、支部幹事)及び本部運営委員をおくことができる。

2. 本部運営委員は本部運営委員会を構成する。

3. 幹事、運営委員の職務については別に定める。本部運営委員会の任務についても別に定める。

第 5 章 会 議

(理事会の招集等)

第 26 条 理事会は毎年 2 回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第 27 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の構成)

第 28 条 総会は、社員をもって構成する。

2. 会員は総会に陪席することができる。

(総会の招集)

第 29 条 通常総会は、毎年 3 月及び 6 月に会長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

3. 前項のほか、社員現在数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4. 総会の招集は、少なくとも 10 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第 30 条 総会の議長は、会議のつど、出席社員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第 31 条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数)

第 32 条 総会は、社員過半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び表決を委任した者は出席者とみなす。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、社員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第 33 条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第 34 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

(運営会議)：

第 35 条 本学会の事業の円滑な運営を行うために、正副会長、専務理事、常務理事、本部運営委員会担当理事、正副代表幹事、本部幹事等で構成される本部運営会議を必要に応じて開催する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第37条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2. 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第39条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び社員現在数各々の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第40条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

2. 前項の規定に関わらず、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(収支決算)

- 第 42 条 この法人の収支決算は会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了後 3 月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(特別会計)

- 第 43 条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。
2. 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(長期借入金)

- 第 44 条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び社員現在数の各々の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

- 第 45 条 第 39 条ただし書(基本財産)及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

- 第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第48条 この法人の解散は、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第49条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第50条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3. 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

附 則

1. この定款は、文部科学大臣の設立許可があった日（平成 20 年 8 月 15 日。以下「許可日」という。）から施行する。
2. 第 41 条の規定にかかわらず、この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。
3. 第 46 条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は平成 20 年 8 月 15 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
4. 第 13 条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の理事及び監事は次のとおりとする。

理 事(会 長)	森住 衛	(桜美林大学大学院教授)
理 事(副 会 長)	神保 尚武	(早稲田大学教授)
理 事(副 会 長)	岡田 伸夫	(大阪大学大学院教授)
理 事(専務理事)	田中 慎也	(元文教大学学長補佐)
理 事(常務理事)	寺内 一	(高千穂大学教授)
理 事	赤尾 文夫	(㈱旺文社代表取締役社長)
理 事	石田 雅近	(清泉女子大学教授)
理 事	木村 友保	(名古屋外国語大学教授)
理 事	木村 博是	(近畿大学教授)
理 事	木村 松雄	(青山学院大学教授)
理 事	小嶋 英夫	(弘前大学准教授)
理 事	塩澤 正	(中部大学教授)
理 事	芝垣 茂	(東海大学教授)
理 事	中野美知子	(早稲田大学教授)
理 事	西田 正	(広島大学大学院教授)
理 事	西堀 ゆり	(北海道大学大学院教授)
理 事	原田 園子	(神戸女学院大学教授)
理 事	見上 晃	(拓殖大学教授)
理 事	南出 康世	(大阪女子大学名誉教授)
理 事	光田 明正	(桜美林大学孔子学院 学院長)
理 事	山内ひさ子	(長崎県立大学教授)
理 事	山岸 信義	(青山学院大学非常勤講師)
監 事	椿 忠男	(椿忠男税理士事務所所長)
監 事	矢田 裕士	(東京家政大学教授)

5. 従来大学英語教育学会に属した権利義務の一切は、この法人が承継する。

2012年度人事

(2012年度は2年任期の1年目)

2012/4/1

1) 役員・社員

50音順

役員		
理事 (20名)	会長	神保 尚武
	副会長	寺内 一
	副会長	山内 ひさ子
	外部理事	高橋 恒一
		山口 光
	北海道支部長	河合 靖
	東北支部長	小嶋 英夫
	関東支部長	木村 松雄
	中部支部長	大石 晴美
	関西支部長	野口ジュディー・津多江
	中国・四国支部長	松岡 博信
	九州・沖縄支部長	樋口 晶彦
	選出理事(関東)	浅川 和也
		尾関 直子
		河野 円
監事 (2名)	選出理事(中部)	笹島 茂
		中野 美知子
	選出理事(関西)	大森 裕實
		梅咲 敦子
		木村 博是
		駒田 誠
		見上 晃

専務理事・常務理事は後日互選で決定

社員 (132名)						
選出母体	氏名					
北海道支部 (8名)	新井 良夫	上野 之江	尾田 智彦	佐々木 勝志	坂内 正	
	町田 佳世子	宮町 誠一	横山 吉樹			
東北支部 (7名)	岡崎 久美子	金子 淳	倉内 早苗	高橋 潔	武田 淳	
	千葉 克裕	富田 かおる				
関東支部 (45名)	浅岡 千利世	阿野 幸一	池内 正直	伊東 弥香	伊藤 泰子	
	小張 敬之	大崎 さつき	大矢 政徳	大和田 和治	岡 秀夫	
	長田 宣子	長田 哲男	小田 眞幸	加藤 忠明	金澤 洋子	
	川成 美香	合田 美子	小谷 悠紀子	小屋 多恵子	斎藤 早苗	
	酒井 志延	佐竹 由帆	芝垣 茂	塩沢 泰子	杉本 豊久	
	鈴木 彩子	高橋 貞雄	中尾 正史	中岡 典子	中川 知佳子	
	中里 喜彦	中山 夏恵	根岸 純子	羽井佐 昭彦	林 千代	
	久村 研	平野 絹枝	藤尾 美佐	古家 貴雄	星野 由子	
	前田 隆子	村尾 玲美	高木 亜希子	山口 高嶺	山本 成代	
中部支部 (15名)	石川 有香	榎木 薫 鉄也	岡戸 浩子	片野田 浩子	木村 友保	
	倉橋 洋子	小宮 富子	佐藤 雄大	塩澤 正	清水 克正	
	下内 充	津田 早苗	馬場 景子	村田 泰美	吉川 寛	
関西支部 (26名)	赤松 信彦	生馬 裕子	池田 真生子	石川 保茂	今井 裕之	
	岩井 千春	植松 茂男	門田 修平	窪田 光男	笹井 悦子	
	氏木 道人	清水 裕子	竹蓋 順子	玉巻 欣子	西納 春雄	
	新田 香織	野村 和宏	平井 愛	日野 信行	Peng, Virginia	
	水本 篤	八島 智子	山西 博之	幸重 美津子	吉田 晴世	
	若本 夏美					
	中国・四国 支部(10名)	浅津 成一	池野 修	岩井 千秋	小山 尚史	高垣 俊之
		高橋 俊章	瀧 由紀子	田淵 博文	鳥越 秀知	三宅 美鈴
	九州・沖縄 支部(11名)	石井 和仁	上村 俊彦	河内 千栄子	志水 俊広	鈴木 千鶴子
		染矢 正一	武井 俊詳	中野 秀子	細川 博文	安浪 誠祐
本部 (10名)	相川 真佐夫	上田 倫史	大須賀 直子	木村 みどり	河内山 晶子	
	佐野 富士子	下山 幸成	馬場 千秋	山崎 敦子	湯澤 伸夫	

2) 名誉会長・顧問・支部長・幹事等

A-Z順

名誉会長	榎木 隆一					
特別顧問	小池 生夫					
顧問	福田 昇八	井門 義男	幸野 稔	奥津 文夫	浪田 克之介	
	名本 幹雄	大谷 泰照	松山 正男	多田 稔	田中 春美	

表幹事		河野 円						
副代表幹事		上田 倫史		湯澤 伸夫				
本部幹事（委員会委員長）		支 部						
担当委員会	氏名	支部	支部長	副支部長		事務局幹事	支部幹事	
総務	河野 円	北海道	河合 靖	横山 吉樹		内藤 永	尾田 智彦	
財務	湯澤 伸夫	東北	小嶋 英夫	高橋 潔		廣渡 太郎	倉内 早苗	
大会	馬場 千秋	関東	木村 松雄	笹島 茂		高木 亜希子	伊東 弥香	
広報通信	大須賀 直子	中部	大石 晴美	大森 裕實		石川 有香	榎木 薫 鉄也	
ネットワーク	下山 幸成	関西	野口 ジュディ 一律多江	小栗 裕子	田地野 彰	植松 茂男	金丸 敏幸	里井 久輝
紀要	木村 みどり						東郷 多津	仁科 恭徳
セミナー	河内山 晶子	中国・四国	松岡 博信	岩井 千秋		平本 哲嗣	高橋 俊章	三宅 美鈴
国際交流	相川 真佐夫	九州・沖縄	樋口 晶彦	上村 俊彦		金岡 正夫	柿元悦子	
研究会	山崎 敦子							
JACET賞	佐野 富士子							

3)運営委員 **:委員長 *:副委員長

A-Z順 2012/4/1

	総務委員会	財務委員会	広報・通信委員会	研究会担当委員会	ネットワーク管理委員会
担当理事	寺内 一	浅川 和也	尾関 直子	笹島 茂	大森 裕實
北海道支部	内藤 永	尾田 智彦	田中 洋也	坂内 正	佐々木 勝志
東北支部	廣渡 太郎	倉内 早苗	倉内 早苗 岡崎 久美子	金子 淳	武田 淳
関東支部	上田 倫史* 河野 円** 下山 幸成 高木 亜希子 湯澤 伸夫*	佐竹 由帆 湯澤 伸夫**	遠藤 雪枝 Hamilton, Robert Lieb, Maggie 大須賀 直子** 田口 悦男*	川口 恵子* 斎藤 早苗 中尾 正史 山崎 敦子**	合田 美子 下山 幸成** 上田 倫史* 見上 晃
中部支部	石川 有香	榎木 蓮 鉄也	下内 充	岡戸 浩子	津田 早苗
関西支部	植松 茂男	東郷 多津	金丸 敏幸	山西 博之	仁科 恭徳
中国・四国支部	平本 哲嗣	山川 健一	鳥越 秀知	岩井 千秋	松岡 博信
九州・沖縄支部	金岡 正夫	柿元 悦子	伊藤 健一	荒木 瑞夫	土屋 麻衣子

	全国大会運営委員会	紀要委員会	セミナー事業委員会	大学英語教育学会賞 選考委員会	国際交流委員会
担当理事	木村 博是	梅咲 敦子	浅川 和也	中野 美知子	山内 ひさ子 (正:AILA/JAAL-in-JACET)
北海道支部	内藤 永	萬谷 隆一	中屋 晃	新井 良夫	宮町 誠一(副:IATEFL)
東北支部	Phelan, Timothy	富田 かおる	會澤 まりえ	高橋 潔	佐々木 雅子(正:ALAK)
関東支部	安間 一雄* 安西 弥生 馬場 千秋** Christianson, Mark* 拝田 清 林 千代* 平井 清子 飯島 優雅 下山 幸成 宮原 万寿子 塩沢 泰子 杉本 豊久	相澤 一美 飯田 深雪 Ingulsrud, John Eric 金澤 洋子* 川成 美香 河野 円* 木村 みどり** 大野 秀樹 鈴木 広子 寺内 正典	青柳 明 浅見 道明 林 千代 喜田 慶文 清田 洋一 小林 和歌子 河内山 晶子** 小泉 利恵 仲谷 都* 中山 夏恵 小張 敬之 柴山 森二郎 鈴木 繁幸 Yoffe, Leonid*	Longcope, Peter 中谷 安男 斉田 智里 斎藤 英敏 佐野 富士子**	児島 千珠代(正:IATEFL) 中谷 安男(正:Thai TESOL)* 酒井 志延(正:MELTA) 小田 眞幸(正:Asia TEFL)* 小張 敬之(正:CELEA)
中部支部	吉川 寛	塩澤 正	清水 克正	倉橋 洋子	村田 泰美(副:RELC)
関西支部	金丸 敏幸	小栗 裕子	里井 久輝	西納 春雄	相川 真佐夫(副:ETA-ROC)** 石川 慎一郎(正:RELC) 川越 栄子(副:CELEA) 村上 裕美(副:IATEFL)
中国・四国支部	田中 博晃	堀部 秀雄	田淵 博文	筏津 成一	堀部 秀雄(副:KATE)*
九州・沖縄支部	富岡 龍明	林 日出男	細川 博文	河内 千栄子	石井 和仁(正:PKETA) 金岡 正夫(正:ETA-ROC) 川上 典子(正:KATE) 光永 武志(副:PKETA) 縄田 義直(副:MELTA) 山本 廣基(副:ALAK) 横山 彰三(副:Thai TESOL)

4) 特別委員 **:委員長 *:副委員長

	50周年記念誌作成委員会 (50周年記念誌発行迄)	第3次ICT調査研究特別委員会	EBP調査研究特別委員会
担当理事	寺内 一	中野 美知子**	寺内 一
委員	浅見 道明 * 古家 貴雄 小嶋 英夫 小宮 富子 松岡 博信 水島 孝司 中野 美知子 中尾 正史** 野口 シェイ・津多江 塩沢 泰子 * 高井 収 山内 ひさ子 吉田 由美子	濱岡 美郎 片野田 浩子 木下 正義 近藤 悠介 倉橋 洋子 村野井 仁 村尾 玲美 尾田 智彦 大森 裕實 佐々木 勝志 下山 幸成 * 鈴木 千鶴子 筒井 英一郎	荒木 瑞夫 藤田 玲子 内藤 永** 照井 雅子

社団法人大学英語教育学会 平成 24 年度事業計画

平成 24 年度は本学会が社団法人となって 4 年目を迎える年である。社会的責任と、研究・教育に対する一層の良心的熱意を持って活動がさらに行われることになる。また、今年度は一般社団法人への移行申請を行う予定である。

1 号事業：大学英語教育及び言語教育関連の研究理論の発表及びその実践結果の報告のための大会、セミナー等の開催

(1) 大学英語教育学会第 51 回国際大会の開催

目的：大会ごとにテーマを決定し、大学英語教育及び関連分野の理論及びその実践に関する調査・研究の発表を行い、会員である全国の大学教員等に調査・研究内容をフィードバックすることが大会の目的である。今回の大会では、「大学英語教育への言語理論の応用—コンテンツとコンテクストを重視して」という大会テーマを設定し、大会テーマを「大学英語教育への言語理論の応用—コンテンツとコンテクストを重視して」とし、大学英語教育とその関連分野の理論・実践に関する調査・研究の発表を行い、会員である全国の大学教員等に調査・研究内容をフィードバックする。当該調査・研究発表内容は会員が大学等の授業で実践することで、わが国の英語教育の向上と改善に資することを目的とする。

対象：本学会の会員及び英語教育関係者、国内外の言語教育関係者など。

規模：全国大会約 700 名。

広報：・会員に対しては、学会ホームページと『JACET 通信』を通じて広く知らせる。
・その他の英語教育関係者に対しては、学会ホームページと、一般商業雑誌の学会情報（『英語教育』『英語青年（WEB 版）』など）を通じて行う。
・国内外の関係諸学会に「第 51 回国際大会案内」を送付する。
・マスコミ各社に「国際大会案内」を送付する。

成果：・会員には 11 月に刊行される『JACET 通信大会特集号』で全体報告と、基調講演者、全体シンポジウム、各シンポジウムなどの報告が行われる。
・マスコミ各社からの取材があった場合には新聞などに掲載する予定である。
・上記の『JACET 通信第 51 回国際大会特集号』は学会ホームページに掲載される。
・この大会で披露された研究成果や知見が各研究者の研究活動に大きな道標となる。
・この大会で披露された研究成果や知見を広く普及させることで、会員をはじめ英語教育関係者がより専門性の高い教育研究を行う成果が期待される。

(2) セミナーの開催

① JACET サマーセミナーの開催

目的：テーマは“Advanced ESL and ESP Reading”で Dr. William Grabe と Dr. Fredricka Stoller を招待する。国内からは、読解および ESP の研究を推進されている、J. 野口先生、田近裕子先生を招待する予定である。また公募の形で、参加者による発表も行い、互いに研鑽し合う場を提供することを目的とする。

対象：当学会の会員・その他の英語教育関係者。

規模：約 50 名。

広報：・会員に対しては『JACET 通信』を通じて告知する。

・一般には、案内を学会ホームページに掲載するほか、月刊の『英語教育』『英語

青年 (WEB 版)』などに掲載する。

・英語教育関係団体に案内を送付する。

成果：講演および発表内容を後日まとめて刊行する。全国大会，春季セミナー，サマーセミナー等の機会に本刊行物を普及している。また，本セミナーをきっかけに，特定テーマに関心をもつ参加者が活動することになる。

② 春季セミナーの開催

目的：テーマ「小中高大一貫の英語教育に向けて、小・中学校英語教育を土台として」(仮)に関心のある，小学校、中学校、高校、大学等の英語教員、および英語教育関係者が集まり，講演，質疑応答，討議を通じて，お互いの知見を深め、実践に役だてる。それとともに，参加者間の情報交換や交流を図る。

対象：小中高大学英語教員および英語教育関係者

規模：約 60 名。

広報：・会員に対しては『JACET 通信』を通じて告知する。

・一般には，案内を学会ホームページに掲載するほか，月刊の『英語教育』、『英語青年 (WEB 版)』などに掲載する。

・英語教育関係団体に案内を送付する。

成果：本セミナーをきっかけに，当該テーマに関心をもつ参加者が実践上の知見を広める機会となり，参加者間の交流も活発になっている。

(3) 支部大会の開催

7 つの支部（北海道支部，東北支部，関東支部，中部支部，関西支部，中国・四国支部，九州・沖縄支部）では，大学英語教育及び関連分野の理論及びその実践に関する調査・研究の発表を行うことを目的に，年に一回は支部大会が開催される（関西支部は春季大会と秋季大会の 2 回を予定している。）ただし，平成 24 年度の中部支部大会は，第 51 回国際大会が開かれるので，支部大会は行わない。

(4) 支部研究会・支部講演会の開催

それぞれの支部で，活発に研究会や講演会を開催する予定である。北海道支部研究会（北海道支部），関東支部月例研究会（関東支部），特別講演会，支部講演会、支部研究会の開催（中部支部），関西支部第 1，第 2，第 3 回講演会（関西支部），支部研究会（中国・四国支部），九州・沖縄支部春季学術講演会及び九州・沖縄支部秋季学術講演会（九州・沖縄支部）などがある。

2 号事業：紀要，学会誌等の出版物の刊行

(1) 『紀要』の刊行

JACET『紀要』の刊行を行う。

目的：大学英語教育及び関連分野の理論及びその実践に関する調査・研究成果を学会公認の論文誌として刊行することにより，わが国の英語教育の改善に資することを目的とする。

対象：会員・その他の英語教育関係者（国立国会図書館・大学基準協会・国立情報研究所電子図書館サービス・コンピュータ利用協議会・全国語学教育協会・海外提携学会等）

規模：毎号 3,000 冊。刊行された出版物は，関係省庁（文部科学省等）や，地方公共団体の教育委員会，英語教育関係団体，大学図書館等は無償で献本され，学会の研究成果の公開及び普及啓発を行う。非会員に対しては実費相当額程度で有償配布をする。

広報：・投稿規程は JACET ホームページと紀要 54 号巻末に掲載する。ホームページにはテンプレートも掲載して投稿を促進する。

- ・ 紀要委員会が編集，校正を行う。

成果：・ 1つの投稿論文は該当分野の専門家3名に査読を依頼し，独創性，構成・論理性，研究の水準等を総合的に評価する。それらを紀要委員会で最終判断した後，紀要委員会にて，その論文が英語教育の改善に寄与するものであるかを鑑みて最終的に掲載，非掲載を決定する。採択率は毎回，2分の1から3分の1程度であり，日本における英語教育のトップレベルの論文集であると自負するものである。

- ・ JACET 紀要への掲載は執筆者にとり大きな業績となるのみならず，研究者同士の情報交換の場として更に活発な研究の促進が期待される。

- ・ 海外に対し，日本の英語教育に関する最新事情を発信することが可能となる。

(2) 『JACET 通信』の刊行

目的：学会の最近の動向や大学英語教育の研究と実践の優れた例を会員に紹介する。また，英語版により，英語を母語とする教員にも理解せしめる。また，世界に JACET の活動を知らしめることが可能となる。日本語版，英語版のほか，Web 版がある。

対象：会員・その他の英語教育関係者（国立国会図書館・大学基準協会・国立情報研究所電子図書館サービス・コンピュータ利用協議会・全国語学教育協会他）。なお，Web 版については HP に掲載するので一般の人でも閲覧が可能である。

規模：会員全員に配布。刊行された出版物は，関係省庁（文部科学省等）や，地方公共団体の教育委員会，英語教育関係団体，大学図書館等は無償で献本され，学会の研究成果の公開及び普及啓発を行う。

成果：学会の最近の動向や大学英語教育の研究と実践の優れた例を紹介することにより，会員の大学英語教員としての意識を向上させることが可能となる。また，国内他学会からの寄稿により，学際的な教育や研究の動向を知ることができる。

(3) 『JACET50 周年記念誌』の刊行

目的：『JACET40 周年記念誌』発行後の 10 年間の各委員会と各支部の活動を記録し，JACET 設立 50 周年と各支部設立以来の活動を振り返り，JACET の将来の活動と発展につながる資料を作成し，全会員に配布する。

対象：全会員、及び友好団体に配布する。

規模：3000 冊

成果：JACET の歴史を振り返る貴重な資料集となるだけにとどまらず，JACET の将来を考えていくうえでの資料となる。

(4) 支部紀要及び支部ニューズレターの刊行

7つの支部では，それぞれ支部紀要，支部ニューズレターを刊行する。

①北海道支部

北海道支部紀要 10 号，JACET 北海道支部ニューズレター 26 号の刊行

②東北支部

JACET 東北支部通信 No. 39 の刊行

③関東支部

JACET 関東支部学会誌(JACET-KANTO Journal) (通算第 9 号) の刊行

④中部支部

中部支部紀要第 10 号の刊行，JACET-Chubu Newsletter No.28 ・ No.29 の刊行

⑤関西支部

JACET 関西支部ニューズレター60-63 号の刊行

⑥中国・四国支部

大学英語教育学会中国・四国支部研究紀要第 10 号, 大学英語教育学会中国・四国支部ニューズレター第 8 号・第 9 号の刊行

⑦九州・沖縄支部

The JACET Kyushu-Okinawa Chapter Annual Review of English Learning and Teaching 第 17 号, JACET 九州・沖縄支部ニューズレター No.28 の刊行

3 号事業: 大学英語教育に係る国内外の研究者・学術団体・諸機関の実践活動に対する表彰及び協力

(1) 大学英語教育学会賞の表彰 (学術賞・新人賞・実践賞)

大学英語教育学会学術賞・実践賞・新人賞の審査結果に基く表彰を行う。

目的: 英語教育における研究または実践上の顕著な業績を通してわが国における大学英語教育の改善に寄与した個人または団体に対して表彰を行うことにより, わが国の大学教員等の英語教育に対する意識を高めることを目的とする。

対象:

①「学術賞」は推薦時までの約 1 年間に公刊された, 英語教育に関連した分野における高度な学術研究が対象となる。

②「新人賞」は, 本学会の前年度全国大会における研究発表・実践報告および本学会紀要に発表された優れた研究または実践が対象となる。

③「実践賞」は, 大学, 短期大学, または高等専門学校における英語教育で顕著な成果を挙げた実践が対象となる。

規模: 賞は上記の成果を収めた個人または団体に対して, 学会内に設置する大学英語教育学会賞選考委員会の選考を経て理事会が決定し全国大会で授賞する。授賞は原則として各賞について年度ごとに 1 件とする。受賞者に対しては賞状とともに記念品を贈呈する。

成果: 本大学英語教育学会賞は, 受賞者に対しては研究者としての功績を称えることにより, 研究活動に一層精進することを奨励することになり, 一般会員に対しても本学会賞を目標として各自の研究を発展させることを導く要因となることが期待される。

(2) 関係学術団体への派遣

本学会から海外学術団体へ優れた英語教育関係者の派遣を行う。

目的: 海外提携学会の大会へ講演者等として派遣され, 本学会代表として参加することにより, 関係諸学会との人的及び学術交流の促進を図る。

対象: 学会社員又は理事

規模: 海外 10 団体, RELC (Regional Language Centre), KATE (The Korea Association of Teachers of English), IATEFL (International Association of Teachers of English as a Foreign Language), ALAK (The Applied Linguistics Association of Korea), ETA-ROC (English Teachers Association of the Republic of China), MELTA (Malaysian English Language Teaching Association), PKETA (Pan-Korea English Teachers Association), AILA (Association Internationale de Linguistique Appliquée), Thai TESOL (Thailand TESOL), CELEA (China English Language Education Association) が対象。

成果: 学会として海外との学術交流を行い、情報交換を活発にして研究活動を促進する。

さらに、その成果は学会ホームページや『JACET 通信』に掲載され本学会が国際的にも認知されていることを会員はもちろん、国内外の英語教育関係者に知らせることになる。

4 号事業：大学英語教育及び言語教育関連の理論及びその実践方法に関する調査・研究

(1) 全国レベルの調査研究

① 第二次 ICT(Information and Communication Technology)調査研究

1) 平成 24 (2012) 年度 ICT 調査研究特別委員会特別シンポジウム講演会の開催

2007 年度、2008 年度、2009 年度、2010 年度、2011 年度に続き、平成 24 年度も 1) 今日からできる ICT 活用法シリーズ講習会、2) 特別講演会、3) 一般発表、の三部構成とし、ICT を活用した語学教育の実践・評価・理論を今後の発展につなげていける活動内容とする。

目的：IT 技術の発達に伴い、自国にしながら世界の若者たちが話し合い、お互いの理解を深めることが可能になっている。本委員会では、大学間協調を目指して、ICT の発達に見合った英語教育の方法の開発と評価に取り組む。

対象：全国の JACET 会員、LET 関東支部会員、オンデマンド授業流通フォーラム会員、その他 ICT を利用した語学教育に関心のある方

規模：約 50 名

成果：本特別委員会はこれまで、青山学院大学で行われているモバイル学習や、早稲田大学の異文化交流授業、山形大学の Vodcasting など、各大学で行われている特殊な取り組みに関して一同に集まって情報交換をする場を設けてきた。また、まだ取り組みを始めていない教員に対しては「今日からできる ICT 活用法シリーズ」講習会を設けて、初めの一步を踏み出せるよう、ICT 利用の全国的な底上げに力を入れてきた。平成 24 年度の講演会も、各大学の新たな取り組みや成果について学び合い、全国的な輪を広げていけると期待できる。講演会での発表内容は、例年通り、報告書として論文集にまとめる予定である。

2) ICT 調査研究特別委員会九州・沖縄支部講演会、中部支部講演会、中国・四国支部講演会の開催

2011 年度に引き続き、九州・沖縄支部、中部支部、中国・四国支部では ICT を授業に取り入れる方法に関する講習会を行う。また、各教員が授業で行っている取り組みについて成果発表する場を設ける。

対象：全国の JACET 会員全員

規模：未定

成果：ICT 調査研究特別委員会では、2007 年度以来、年に 2 回ずつ全国会員に向けた講習会・講演会を開催してきた。北海道や九州からも参加者はあるものの、大半の参加者は関東圏からであるため、本特別委員会の活動を全国的に広げるためには、支部単位で講習会・講演会を開催する必要がある。平成 24 年度に講演会を開催する三支部から、各地域での ICT 活用授業の実践状況が報告されることが期待できる。各支部からの報告および関東で行われる全体講演会の成果は、平成 24 年度の報告書に論文集としてまとめる予定である。

3) 報告書の刊行

平成 24 (2012) 年 7 月に開催する全体講演会での発表内容および、各支部講演会での発表内容を、参加者以外にも知らせるため、報告書にまとめる。ICT を活用した語学教育の現状を、2007 年度と 2008 年度、2009 年度、2010 年度、2011 年度に引き続き年度ごとにまとめ、会員が参考にできるようにする。

対象：ICT 調査研究特別委員会会員と、全国の JACET 役員に配布する予定である。

規模：300 冊 (約 200 ページ)

成果：ICT 調査研究特別委員会の報告書は、研究論文ばかりではなく、各教員が授業に ICT をどのように取り入れているかについての報告も掲載している。報告書の形で毎年活動成果をまとめることにより、ICT 利用の発展や、各大学での取り組みがわかり、今後 ICT を語学授業に取り入れる者にとっての良い指針となる。

②EBP (English for Business Purposes) 調査研究

企業国際部門責任者が社員に期待する英語コミュニケーション能力(EBP = English for Business Purposes)に関する調査(産学連携プロジェクト)(国際ビジネスコミュニケーション協会と JACET- ESP 研究会との共同研究)を EBP 特別委員会(仮称)が担当して行う。

目的：企業国際部門責任者が社員に期待する英語コミュニケーション能力に関する調査を財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会(以下、IIBC)と JACET の各支部の ESP 研究会との共同研究という形式で行う。

対象：大学英語教育学会会員全会員、及び友好団体に調査結果を知らせる(周知方法は予定)

規模：全会員に調査結果を知らせる。

成果：報告書(印刷物、PDF 等で広く配布)と要約を作成する。プレスリリース、学会・研究会・セミナーでの発表、主要誌にて記事特集等、両協会 HP にて掲載、その他活用して会員だけでなく社会に広く知らせていくことにより、本研究結果が利用されていくことになる。

(2) 専門分野別の研究会活動(毎年継続事業)

大学英語教育学会の各支部にはそれぞれの地域の研究や教育の活性化と協力を意図して、専門英語教育(ESP: English for Specific Purposes)研究会、英語語彙研究会、東アジア英語教育研究会などの研究会がある(41 研究会)。各研究会はそれぞれの分野での調査研究を基盤として、会員の資質向上、書籍出版、教材開発、紀要等での論文発表などの活動を行っている。委員会はそれらの各研究会の活動の支援をする。

目的：各研究会専門分野の調査研究

対象：大学英語教育学会会員

規模：41 研究会(北海道 4, 東北 2, 関東 17, 中部 7, 関西 8, 中国四国 1, 九州沖縄 2)

成果：上記の活動により、大学英語教育の発展に寄与し、会員相互の専門知識と技能の向上、会員の知見による学術の発展及び社会への還元などの成果が期待される。

5 号事業：前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

定例及び必要な場合には臨時の、理事会、社員総会、支部長会議、運営会議、運営委員会、特別委員会等を開催し、必要な事業について検討を行う。さらに、平成 25 年の 4 月 1 日の一般社団法人への移行を目指し、定款変更案、公益目的支出計画案等の作成を行い、移行認可申請を行う。各支部では、支部総会、支部委員会等を開催し、支部の事業について検討を行う。

以上